

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第168号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月14日（土） 06時07分ごろ	
発生場所	静岡県静岡市三保埼北東方沖 清水灯台から真方位008° 1,060m付近 (概位 北緯35° 01.2′ 東経138° 31.9′)	
事故等調査の経過	平成22年8月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A モーターボート ^{かいと}海人、4.3トン 242-11628 静岡、個人所有</p> <p>B モーターボート なに丸、5トン未満（長さ5.37m） 241-13745 静岡、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 左舷外板破損等</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが友人1人を乗せ、三保埼北東方沖を約10ノットの速力で南東進していた。</p> <p>B船は、船長Bが友人1人を乗せ、三保埼北東方沖で釣りのため、船首を東へ向けて漂泊していた。</p> <p>船長Bは、三保防波堤方向から接近して来るA船を認め、B船の釣りの様子を見るために近づいて来ているものと思っていたが、その後、速度を落とさずに接近してくるA船に不安を感じ、大きく手を振りながら同乗者とともに大声で叫んだ。</p> <p>両船は、平成22年8月14日06時07分ごろ、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>衝突の衝撃で海に投げ出されたB船の同乗者は、B船に救助された。</p> <p>B船は、A船に伴走されながら自力で帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好、 日出時刻 05時05分</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>	
その他の事項	<p>A船は、航走を始めると船首が持ち上がり、船首方に死角が生じていた。</p> <p>両船の船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>なし</p> <p>A船は南東進中、B船は漂泊中、三保埼北東方</p>

	<p>沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方の死角を補う適切な見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、B船に接近して来るA船を認めた が、B船の釣りの様子を見るために接近して来る ものと思いついていたため、適切な見張りを行わ ず、衝突を避けるための措置をとることができな かった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、三保埼東方沖において、A船が南東進中、B船が漂流中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>